



災害を受けたときの所得税の取り扱い

先日発生した平成30年7月豪雨・大阪府北部地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、その損失額は雑損控除の対象となり、確定申告で所得から一定額を控除することができます。対象となる資産は、自宅や家具などの生活に必要なもので、事業用資産や30万円を超える書画骨董品などは除かれます。

【控除される金額】

次のうちいずれか多い方の金額

- ① 差引損失額 － 総所得金額等 × 10%
- ② 災害関連支出の金額（取壊費用の他、原状回復費等含む） － 5万円

(注) 差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出額 - 受け取った損害保険金
※損害金額 = (取得価額 - 減価償却累計額) × 被害割合

損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（3年間が限度）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。なお、雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています。

【ご用意していただく書類】

- ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額のわかるもの
- ②被害を受けた資産の取り壊し費用、修繕費等の領収書・明細書
- ③保険金の受領があれば受取保険金の明細書
- ④市町村から交付された『り災証明書』『被災証明書』

上記の雑損控除とは別に、災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金などにより補てんされる金額を除く）が、その時価の2分の1以上で、かつ、その年の所得金額の合計額が1000万円以下のときにおいては、[災害減免法による所得税の軽減免除](#)があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。



7月31日 火星大接近

火星は地球のひとつ外側を公転している惑星です。赤く輝いて見えるのが特徴です。直径が地球の半分ほどしかなく、地球から遠い位置にあるときは、望遠鏡を使っても表面の様子をなかなか観察することができません。

しかし7月31日に地球と火星が2003年以来15年ぶりに大接近するため、今年の夏の火星はとてよく輝き、街中でも簡単に見つけることができます。

大接近する7月31日は21時ごろに南東の低い空に見え、真夜中には真南の位置に見ることができます。また7月27日の夜のはじめ頃から28日の明け方には火星と満月が並びます。

大接近したあとも9月上旬頃まで観察しやすい時期が続きますので、夜空を見上げて赤く輝く火星をぜひ観測してみてください。



社会貢献の一つのかたち「遺贈寄付」

個人が死亡した時にその財産を遺言等によって寄付する行為を「遺贈寄付」といいますが、この遺贈寄付により財産の全部または一部をNPO法人、公益法人、学校法人などの民間非営利団体や国、地方公共団体などに寄付することによる社会貢献にも関心がもたれるようになっていきます。テレビCMで「ユニセフ遺産寄付プログラム」が紹介されたこともそのきっかけとなっているようですが、その他にも国連UHCRCR協会【難民救済】や日本財団【目的は希望に応じて】などHP上で大きく呼びかけています。

現在、遺贈寄付は日本よりも外国でチャリティ行為として活発に行われています。イギリスでは遺産の10%以上をチャリティに寄付すると、相続税の税率が下がるという遺贈寄付を促進する税制がありますし、米国では資産運用のひとつの手段として遺贈寄付が定着しており主に高額所得者を対象とした金融商品も種類豊富に取り揃えられ、半分節税・半分社会貢献といった目的で広く活用されています。

それらの国に比べると、日本では遺贈寄付はまだ一般的ではありませんが、東日本大震災のような大きな災害をきっかけに寄付に関する意識は以前よりはるかに高まっています。さらに現代社会においては、生涯未婚や配偶者を亡くした「おひとりさま」の高齢者が増加しています。その中には「配偶者や子どもがいなければ社会の役に立つことに寄付したい」と考える人もいることでしょう。それを実現する方法のひとつとして遺贈寄付が世に広く認知されれば、今後利用者も増えることとされます。

<お盆休みのお知らせ>

誠に勝手ながら8月11日(土・祝日)～15日(水)は夏季休業期間とさせていただきます。

ご迷惑をお掛けしますが宜しくお願い申し上げます。

